

質疑・回答書

告示番号	187	件 名	豊中市すこやかプラザ等大規模改修工事設計委託
No	質疑事項	回 答	
1	<p>建築工事設計要領3-9.設計変更、追加工事にて、設計完了後といえども、現場で設計の変更が生じたとき、及び工事予算残額をもって追加工事の必要が生じたとき、指示があれば原則、受注者は無償で設計変更、追加設計を行うこととありますが予算計上が不明確です。また、この内容では違法性が問われる可能性もある為、契約の条件変更事項と考え、変更内容の協議を行った上で、甲乙の合意があった場合のみ成立すると考えて宜しいでしょうか。また、国土交通省設計変更ガイドラインでは、適切に契約変更手続きを行う事が示されてますので、協議により、設計変更金額も含めた契約変更手続きを行うという理解で宜しいでしょうか。</p>	<p>建築工事設計要領に記載の内容は、契約の内容に適合しなかった場合を示したものであり、その場合は履行の追完の請求等を求めるものとしません。</p>	
2	<p>委託概要書9.追記.地質調査業務及び敷地測量業務は別途業務と考えて良いでしょうか。</p>	<p>委託概要書9.追記に、地質調査業務及び敷地測量業務の記載はございません。 また、本業務に地質調査業務及び敷地測量業務は含みません。</p>	
3	<p>委託概要書9.追記.既存の給排水管を再利用する場合は、～調査を行うこと。調査の結果、正常に機能しない場合は改修を検討することと記載がありますので調査を行う事が前提と思われます。劣化状況確認や水圧測定など、具体的な調査内容と調査箇所数をご教示願います。</p>	<p>調査を要するのは、既存の給排水管を再利用する場合です。 既存の給排水管を再利用する場合は、現場調査の上、調査内容や調査箇所数を提案していただき、協議するものとします。</p>	
4	<p>委託概要書9.追記.ダクトやケーブルラック等、構造物に開口を設ける必要がある場合は、既存建物の構造計算書を作成し建物として問題ないか検討すること。と記載がありますが、当時の構造計算基準を現在に置き換えるのは難しいと思われる為、過去に耐震診断を行っており、その計算書を貸与頂けると考えて宜しいでしょうか。または、局所的な構造検証を行い安全性を確認すると考えて宜しいでしょうか。</p>	<p>豊中市すこやかプラザ及び児童福祉関連複合施設(旧あゆみ学園)は過去に耐震診断を行っておりません。設計内容に応じて構造検証を行い安全性を確認するものとします。児童福祉関連複合施設(旧あゆみ学園)においては、構造計算書を貸与するものとします。</p>	
5	<p>委託概要書 10.貸与図書の一覧に、計画通知申請図書の記載がありませんが、貸与頂けるものと考えて宜しいでしょうか。また、全て検査済証があるものと考えて宜しいでしょうか。</p>	<p>既存各施設において、計画通知書(副本)はございません。その他の参考図書については、協議のうえ貸与するものとします。 また、既存各施設は検査済証を取得しています。</p>	